

国民健康保険・後期高齢者医療制度の葬祭費支給申請をお忘れなく

国民健康保険または後期高齢者医療の加入者が亡くなったときは、申請により、葬祭を行った方に葬祭費が支給されます。●支給額 5万円 ●申請に必要なもの 死亡となった方の被保険者証、葬祭を行った方の預貯金通帳、葬祭を行った方を確認できるもの(会葬礼状等) ●葬祭日翌日から2年を過ぎると申請できません ●問 区役所・宮城総合支所保険年金課、秋保総合支所保健福祉課(☎は10ページ)

自立支援医療受給者証(精神通院)は、通常どおりの更新手続きが必要です

新型コロナウイルスの感染拡大防止の臨時的な取り扱いは、令和2年3月1日から令和3年2月28日を有効期限とする自立支援医療受給者証の有効期限が1年延長されましたが、再延長は行いません。有効期限が令和3年3月1日以降の受給者証をお持ちの方は、通常どおりの更新手続きが必要です。更新手続きをしない場合、自立支援医療が利用できませんのでご注意ください。詳しくは市ホームページをご覧ください。

新型コロナウイルスの感染拡大防止の臨時的な取り扱いは、令和2年3月1日から令和3年2月28日を有効期限とする自立支援医療受給者証の有効期限が1年延長されましたが、再延長は行いません。

仙台東すくすくサポート事業入会説明会

●日時 4月17日(土)午前10時～11時15分 ●会場 オンワード 榎山仙台東ビル10階(青葉区二丁目12-34) ●対象 子供を預けたい方(利用時間に応じた費用がかかります)と、預かることができる方 ●託児有り(1歳～3歳6カ月。要申し込み) ●申 電話またはファクス(参加者の氏名と電話番号、託

児希望の方は子どもの氏名、年齢も記入)で仙台すくすくサポート事務局 ☎214・5001、FAX 214・8610

医療用ウィッグ購入費助成金の申請はお済みですか

がん治療に伴う脱毛により、治療と仕事の両立に支障があり、ウィッグを購入した方に費用の一部を助成しています。●対象 市内にお住まいで令和2年4月1日～令和3年3月31日に医療用ウィッグを購入し、世帯市民税所得割課税年額が30万4200円未満の方 ●申請期限は3月末です ●市税完納などの条件あり ●申請方法など詳しくは市ホームページをご覧ください。お問い合わせください ●申 問 区役所家庭健康課、総合支所保健福祉課(☎は10ページ)

障害基礎年金等を受給中のひとり親家庭の児童扶養手当受給要件が拡大します

●新たな受給要件 児童扶養手当の額が、障害基礎年金等のうち「子の加算分」の額を上回る場合、その差額を児童扶養手当として支給します ●対象月 令和3年3月分(5月支払い)から ●すでに児童扶養手当受給資格者の認定を受けている方を除き、申請が必要です ●詳

令和3年度高齢者福祉サービスの利用申し込みを3月15日(月)から受け付けます

◆介護用品支給事業

内容	使い捨ておむつ、尿取りパッド、おむつカバー、失禁シートをお届けします。利用限度額は年額75,000円(申請時期により異なります)
対象	使い捨ておむつ等が必要で、次の全てに該当する方①在宅で介護を受けている(施設入所または入院中の方は除く)②世帯全員が市民税非課税③介護保険の要介護4または5の認定を受けている ※生活保護受給者は支給対象外となります
費用	利用額の1割
必要な書類	介護保険被保険者証(写し可)、介護保険料決定通知書(6月末までの申請分は令和2年度のもの)など世帯全員が市民税非課税であることを証明する資料

◆訪問理美容サービス

内容	理・美容師が自宅を訪問し、散髪を行います。年4回まで利用可(申請時期により異なります)
対象	介護保険の要介護3～5の認定を受けている方(施設入所または入院中の方は除く)
費用	1回当たり2,095円
必要な書類	介護保険被保険者証(写し可)

※必要な書類の一部については、申請者の同意があれば、省略することができます。詳しくはお問い合わせください

申・問 区役所・宮城総合支所障害高齢課、秋保総合支所保健福祉課(☎は10ページ)

特定不妊治療の助成対象が拡充されました

令和3年1月1日以降に特定不妊治療が終了した方への助成要件が拡充されました。●拡充内容 ①所得制限を撤廃 ②事実婚の夫婦も助成対象に追加 ③助成額の上限を1回30万円に拡大(以前に凍結した胚の移

植等の場合は1回10万円) ●申請期限 3月31日(水)(令和2年度中に特定不妊治療が終了した方) ●助成回数 初めての助成時の治療期間初日における妻の年齢が39歳までは6回まで、40～42歳は3回まで。治療終了日にかかわらず出産ごとに再計算されます ●詳しくは市ホームページをご覧ください ●申 区役所家庭健康課・総合支所保健福祉課で配布する申請書(市ホームページからもダウンロード可) ●問 区役所家庭健康課・総合支所保健福祉課(☎は10ページ)

シルバー100円入浴券を配布します

65歳以上の方に、市内の銭湯が100円で利用できる令和3年度分の入浴券を、3月12日から配布します。●配布場所 区役所障害高齢課 市役所本庁舎8階高齢企画課 ●対象 昭和32年4月1日以前に生まれた方 ●利用日 原則毎月5日・25日。銭湯の定休日に当たるときは翌日へ振り替え。定休日(銭湯の水・日曜日、その他は月曜日。施設点検等による休業日および最終入館時間)は施設によって異なるため、各銭湯へご確認ください ●利用できる銭湯

区名	名称	所在地・電話番号	利用時間
太白	宮城野	青葉	
鶴の湯	喜代乃湯	花の湯 駒の湯	
☎長町248・413・3028	☎5小田原118・256・5749	☎中江223・11521	☎19国分町114・221・2859
15:00～18:00	16:00～19:00(入館は18:00まで) ※日曜日のみ14:00～17:00(入館は16:00まで)	15:00～18:00	

税のお知らせ

固定資産税の路線価を4月1日(木)から公開します

●公開対象 一宅地の価格評価の基準となる路線価と標準宅地の位置 ●公開場所 市役所北庁舎1階資産課税課、区役所税務会計課、総合支所税務住民課、市役所本庁舎1階市政情報センター、宮城野区・若林区・太白区情報センター 問 土地の評価等に関しては北固定資産税課【青葉区】☎214・8596、【泉区】☎214・8597、南固定資産税課【宮城野区・若林区】☎214・8689、【太白区】☎214・8690

問下表の担当課まで

物件所在地	担当課	電話番号
青葉区	北固定資産税課	(土地) ☎214・8596 (家屋) ☎214・8604
泉区		(土地) ☎214・8597 (家屋) ☎214・8605
宮城野区・若林区	南固定資産税課	(土地) ☎214・8689 (家屋) ☎214・8694
太白区		(土地) ☎214・8690 (家屋) ☎214・8695

固定資産税・都市計画税の縦覧・閲覧ができます

縦覧帳簿による縦覧	固定資産課税台帳の閲覧
期間 4月1日(木)～30日(金)(閉庁日を除く)	随時(令和3年度分の閲覧は4月1日(木)から)
場所 市役所北庁舎1階資産課税課、区役所税務会計課、総合支所税務住民課(区役所、総合支所での縦覧帳簿による縦覧は4月14日(木)まで)	
可能な方 土地または家屋を所有する納税者	土地・家屋・償却資産の納税義務者等 借地・借家人等
ご覧になれる内容 所有する土地または家屋と同一区内にある土地または家屋の価格等(所有者氏名・住所は記載されていません)	所有する土地、家屋または償却資産の課税台帳 賃貸借契約等の対象となっている土地または家屋の課税台帳
必要なもの 官公署発行の写真付きの本人確認書類(運転免許証など)	①賃貸借契約書等②官公署発行の写真付きの本人確認書類(運転免許証など)
手数料 無料	縦覧帳簿による縦覧期間中に令和3年度分を閲覧する場合は全額減免。その他は台帳1件につき300円

●②の期間は、確定申告無料相談会は行いません ●新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、可能な限り郵送での申告をご利用ください ●3月16日(火)以降に市県民税申告書(または所得税の確定申告書)を提出された場合、その内容が市県民税の年度当初の税額計算に反映されない場合があります。また、市県民税の情報から算定される国民健康保険・介護保険などの各種保険料等の算定にも影響が出る場合があります。可能な限りお早めに申告書をご提出ください

問 市民税課【青葉区・泉区】☎214・8637、【宮城野区・若林区・太白区】☎214・8638

●所得税・消費税(個人事業者)・贈与税の申告期限等が延長になります

	申告期限・納付期限	振替日(振替納税の場合)
所得税	4月15日(木)	5月31日(月)
消費税		5月24日(月)
贈与税		—

●申告書作成会場への入場には整理券が必要です。申告はご自宅からできる電子申告(e-Tax)をご利用ください ●所得税と消費税の納税は、口座引落による振替納税やe-Taxを利用したダイレクト納付が便利です。詳しくは、国税庁ホームページ<https://www.nta.go.jp/>をご確認ください

問 仙台北税務署 ☎222・8121、仙台中税務署 ☎783・7831、仙台南税務署 ☎306・8001